

山口県スキー連盟 倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、山口県スキー連盟（以下、「本連盟」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定において、規律の対象となる者は、本連盟の役職員に加え、本連盟に登録された全ての公認資格者とする。

(基本的責務)

第3条 本連盟の役職員等及び登録者等は、本連盟規約第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、連盟規約、関係規定等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、過度の飲酒、及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。
 - 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
 - 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
 - 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

- 第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当役員は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規定に違反する行為があったと認められる場合は、常任理事会の決議により相当の処分をするものとする。
- 2 前項に規定する常任理事会の決議によることが相応しくない場合は、評議員会や理事会など相当な議決機関の決議によるものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本連盟加盟団体が、組織の管理運営に適性を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規定は、平成27年6月20日から施行する。
- 2 公益財団法人日本体育協会の名称変更により、第1条の記載変更(2023年10月18日)